

～令和3年6月1日から施行～

食品営業許可制度の見直しと 営業届出制度の創設

平成30年6月13日に食品衛生法等の一部を改正する法律が公布され、実態に合わせて営業許可制度が見直されるとともに、新たに営業届出制度がスタートすることになりました。

主な変更点

①食品営業許可制度の見直し(令和3年6月～)

現在の34の許可業種が32の許可業種に変更になります。一部は届出業種に移行し、新たな許可業種が追加されます。

②営業届出制度の創設(令和3年6月～)

32の許可業種以外でも、営業を行う際には届出を行う必要があります。(一部の業種を除く。)

③「HACCPに沿った衛生管理」の制度化(令和2年6月～経過措置期間1年間)

営業許可・届出の対象事業者は、「HACCPに沿った衛生管理」の実施が求められます。



詳しくは裏面！

スタート

営業許可業種

Aの32業種に該当しますか？
(裏面をチェック)

はい

A: 営業許可業種

政令で定める32業種の営業をする場合、**保健所の許可**を得ることが必要です。施設は、基準に適合する必要があります。

対象

必要

いいえ

B: 営業届出業種

A、Cに該当しない営業を行う場合、**あらかじめ届出**を行う必要があります。施設の基準はありません。

対象

必要

届出対象外業種

Cの5業種に該当しますか？
(裏面をチェック)

いいえ

C: 届出対象外業種

届出対象外の5業種を営業する場合には、**手続き不要**です。

対象外

不要

はい

必要な手続きについて、
フローチャートでチェック！

HACCP 制度化	※食品 衛生責任者
対象	必要
対象	必要
対象外	不要

※食品衛生責任者の設置について

責任者は、資格要件を満たすか(調理師や製菓衛生師など)、食品衛生責任者養成講習会を受講する必要があります。

<お問い合わせ先>

新潟市保健所 食の安全推進課

☎025-212-8226

URL : <https://www.city.niigata.lg.jp/iry/shoku/index.html>



A: 営業許可業種

- ・食中毒のリスクを踏まえて、業種が再編され、**公衆衛生に与える影響が著しい営業**として、32業種が定められました。
- ・新規で営業を行う際には、**あらかじめ営業許可を取得する**必要があります。(施設基準を満たすことが必要です。)
- ・令和3年5月末日時点で既に営業を行っている場合は、猶予期間等の措置があります。

- ①飲食店営業(食品を調理し、又は設備を設けて客に飲食させる営業。喫茶店営業も含む。)
 - ②調理機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業(※1)
 - ③食肉販売業(※2) ④魚介類販売業(※2) ⑤魚介類競り売り営業 ⑥集乳業 ⑦乳処理業
 - ⑧特別牛乳搾取処理業 ⑨食肉処理業 ⑩食品の放射線照射業 ⑪菓子製造業(あん類製造も含む。)
 - ⑫アイスクリーム類製造業 ⑬乳製品製造業 ⑭清涼飲料水製造業 ⑮食肉製品製造業
 - ⑯**水産製品製造業(魚肉練り製品の製造も含む。)** ⑰氷雪製造業 ⑱**液卵製造業**
 - ⑲食用油脂製造業(マーガリン又はショートニングの製造も含む。)
 - ⑳みそ又はしょうゆ製造業
 - ㉑酒類製造業 ㉒豆腐製造業 ㉓納豆製造業 ㉔麺類製造業
 - ㉕そうざい製造業(そうざい半製品の製造も含む。)
 - ㉖**複合型そうざい製造業(※3)**
 - ㉗冷凍食品製造業 ㉘**複合型冷凍食品製造業(※3)** ㉙漬物製造業 ㉚**密封食品製造業**
 - ㉛**食品の小分け業(要許可品目の小分け)** ㉜添加物製造業
- (※1) 屋内設置等一定の要件を満たす場合は除く。(営業届出業種になります。)
- (※2) 仕入れた包装品の状態で販売する場合は除く。(営業届出業種になります。)
- (※3) 複合型は、HACCPに基づく衛生管理を前提として、菓子、そうざい、めん類等、多品目への対応が可能。

赤字は新設の業種です!

【注意】新潟県が独自に定めていた 許可業種や届出業種についても、見直しが行われます。

新潟県条例業種	新法での法令業種
魚介類加工業	水産製品製造業
つけもの製造業	漬物製造業
食品の小分包装業	食品の小分け業

左記に記載の条例業種の方は、許可期限が令和6年6月1日以降でも、**令和6年5月末日までに新設の営業許可を取得**する必要があります。現在の許可では、令和6年6月1日以降営業ができません。

B: 営業届出業種

- ・A、Cを除く**すべての食品事業者が対象**となります。
- ・新規で営業を行う際には、**あらかじめ届出を行う**必要があります。
- ・令和3年6月1日時点で既に営業をしている事業者は、施行後6カ月以内に届出が必要です。

業種例

- ・旧許可業種であった営業 (例外) 施行時に既に営業を行っている場合は、届出済とみなされるため、届出不要
- 魚介類販売業(包装魚介類)、食肉販売業(包装食肉)、乳類販売業、氷雪販売業、コップ式自動販売機(屋内設置)、食品の冷凍・冷蔵業(倉庫業)
- ・許可32業種以外の販売業、製造・加工業
- 野菜・果物販売業(例:青果店)、米穀類販売業(例:米屋)、調味料製造業、海藻製造・加工業、製茶業、卵選別包装業(GPセンター)
- ・合成樹脂製の器具又は容器包装の製造業
- ・集団給食施設(1回20食程度以上)
- ・行商

C: 届出対象外業種

・届出の対象とならない業種は、**公衆衛生に与える影響が少ない営業**として、政令で定められている以下の5業種です。

- ①食品・添加物の輸入業 ②食品又は添加物の貯蔵又は運搬業(冷凍・冷蔵業(倉庫業)は届出が必要)
- ③常温包装品の販売業 ④合成樹脂以外の器具・容器包装の製造業 ⑤器具・容器包装の輸入・販売業